中世における年紀法の機能と変容

松園潤一朗*

- I はじめに
- Ⅱ 年紀法の形成と鎌倉幕府法
- Ⅲ 公家法・国衙法・本所法における年紀法
- IV 中世後期の武家法における年紀法
- V おわりに

I はじめに

本稿では、日本中世における法と訴訟について、裁判規範として用いられた 「年紀法」を素材として考察する。

中世法の特徴に関して石母田正氏は、鎌倉殿の権力(鎌倉幕府)が一個の「公権力」として存立しうる条件として訴訟裁断の機能を挙げた。その裁判権は地頭御家人や本所領家をはじめとする諸集団・諸身分・諸勢力が相互に関係・対立する場において機能していたため、「御成敗式目」(以下、「式目」と表記する)では、「法規範の実体的内容のもつ意味が背景に退き」、「手続法の優位、ルールの設定の機能と役割」が見られ、これらの特徴は国家の歴史的類型を規定する1つの指標となるという」)。

この指摘のように、鎌倉幕府法は自律的な諸領主による、特に土地(所領・所職)の「知行」(支配・用益)をめぐる訴訟を裁定する際の手続法や証拠法がそ

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第 18 巻第 1 号 2019 年 3 月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科准教授

¹⁾ 石母田正「『中世政治社会思想 上』解説」(『石母田正著作集 8 巻 古代法と中世法』 岩波書店、1989 年、初出 1972 年)211~214 頁。

(70) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

の中心を占め、研究史上も訴訟法分野に関する研究が起点をなす²⁾。しかし、手続法の優位という一般的な特徴を有する鎌倉幕府法の中で、判決の内容の規準となる実体法に属する立法であり、かつ中世固有の内容を有する年紀法の存在は注目される。

年紀法とは、長期継続の事実(「年紀」「年序」等)に対して法的効力を付与する一種の時効制度である。鎌倉幕府が式目8条において20年間以上の事実的支配(「当知行」)の継続に対して不知行の訴人の有する「御下文」に優越する効力を規定したことはよく知られている。同条は一定期間の占有の有無が権利の得喪の効果を生じる時効制度に類似しており、中世の「知行」の法的性質を「占有」と規定した法制史学の古典研究3)以来注目されてきた。

年紀の効果は、知行年紀法以外にも中世法の中に広く見出すことができ、①「奴婢雑人」の10年間の取得時効法⁴⁾、②借用書(「借書」)の時効法(武家法では10年間、公家法では20年間)⁵⁾、③室町幕府の文書年紀法⁶⁾、④刑事事件の10年間(鎌倉幕府)ないし20年間(室町幕府)の時効法⁷⁾、等の存在が知られる。これらは訴訟受理の条件をなす場合もあれば、判決を基礎づける実体的な規範として用いられる場合もある。理論・学説の展開としてではなく、実務上の必要や時々の訴訟制度に応じて多様な展開を遂げた点が特徴と言える⁸⁾。

²⁾ 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、1938年)、佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店、1993年 [初出1943年])。

³⁾ 中田薫「王朝時代の庄園に関する研究」(同『法制史論集2巻 物権法』岩波書店、1938年、初出1906年) 236 頁以下、同「知行論」(同前、初出1907年)、石井良助『日本不動産占有論——中世における知行の研究——』(創文社、1952年)。

⁴⁾ 磯貝富士男「日本中世奴隷法の基礎的考察 — 鎌倉幕府法の奴婢規定を中心に — 」 (同『日本中世奴隷制論』校倉書房、2007 年、初出 1975 年) 等。

⁵⁾ 利光三津夫・長谷山彰「中世時効考」(利光三津夫編『法史学の諸問題』慶応通信、 1987年、初出1985年)、井原今朝男「中世の利息制限法と借書の時効法」(同『日本中世 債務史の研究』東京大学出版会、2011年、初出2006年)。

⁶⁾ 前掲註3) 石井著書、吉田徳夫「知行年紀制と文書年紀制」(『ヒストリア』108号、 1985年)。

⁷⁾ 鶴岡静夫「中世における時効制の成立」(『日本歴史』111 号、1957 年)、前掲註 5) 利 光・長谷山論文。

⁸⁾ 西欧における時効制度の展開について、吉野悟『近世私法史における時効』(日本評論 社、1989年)、金山直樹『時効理論展開の軌跡』(信山社、1994年)等参照。

長期間継続した事実に法的な効力を付与する知行年紀法は、社会的な事実が一定の条件のもとで権力による認可(発給文書)に優位するという中世に固有の法制度である。近世になると領主の支配の自律性は縮減されて、武士の所領はすべて幕藩制国家からの恩給地となり、農民の田畑は検地帳の名義人が所有者とみなされたため、土地をめぐる訴訟において年紀法の機能する余地は失われた9)。時効制度は金銭債権に関する「出訴期間」として運用されるにとどまる10)。

つまり、年紀法とは、諸領主の自律性という中世の国制のもと、裁判の規準として運用されたものであり、中世から近世にかけて領主の自律性が縮減され、知行の権原(本権)が権力の認可に基礎づけられていくことに伴って実体的な意義を失った。中世の法と国制の特質を反映した規範と言えよう。

筆者はこれまで中世前期(平安~鎌倉時代)における知行年紀法について検討を行った¹¹⁾が、本稿ではそれらを踏まえて中世後期(南北朝~戦国時代)の事例検討を加えることにより、中世を通じての機能と変容を考察する。すでに先行研究において豊富な史料が提示されているため、従来取り上げられていない事例を中心に検討し、裁判における規準としての意義を有した「理」(「道理」)の観念との関係性に注目しながら、中世土地法上における年紀法の性質の変化を明らかにすることを試みる。

Ⅱにおいて前稿での検討に基づいて平安時代における年紀法と式目8条の立法・運用を概観した上で、Ⅲで公家法・国衙法・本所法での運用、Ⅳで中世後期の武家政権(室町幕府と戦国大名)での運用についてそれぞれ検討する。

⁹⁾ 石井紫郎「年紀法」(『日本史大事典5巻』平凡社、1993年)。近世の国制の概観は、水 林彪『封建制の再編と日本的社会の確立』(山川出版社、1987年)等を参照。

¹⁰⁾ 金田平一郎『近世債権法』(司法資料 298 号、1948 年) 228~236 頁、等。

¹¹⁾ 拙稿「年紀法の再検討 — 御成敗式目八条の成立と運用をめぐって — 」(法制史学会 60 周年記念若手論文集『法の流通』慈学社、2009 年)、同「平安時代における知行と『理』の観念」(『一橋法学』16 巻 3 号、2017 年)、同「日本中世の法と裁判 — 『道理』の観念をめぐって — 」(水林彪他編『法と国制の比較史 — 西欧・東アジア・日本 — 』日本評論社、2018 年)。

Ⅱ 年紀法の形成と鎌倉幕府法

1 平安時代の年紀法

「年紀」(「年序」)の持つ法的効果は平安時代の知行(領掌・領知)をめぐる国 衙や本所の裁判においても確認でき、式目8条に先行して平安時代以来の法慣行 が存在した¹²⁾。この点はよく知られているが、別稿において、年紀の経過が知 行を根拠づける「理」(「道理」と同義)の1つと観念されていたことを指摘し た¹³⁾。

「理」とは「物事の正しい筋道」というような一般的な正当性を示す概念であるが、平安時代には所領・所職の知行の本権(権原)を個別的に示す用法が見られる。すなわち、中世荘園制の形成の画期となる11世紀半ば頃以降、立券、譲与(譲渡)、免除、弁済、補任、訴訟・裁許、証判等の場面において、「~理」(「~道理」)という形で訴訟当事者や裁判機関が個別的に知行の本権・権原を表現する用例が多数確認できる。

例えば、「元光如」本任=先祖相伝理-、令」領=知件田畠-、且任=先例并宣旨同代々証文等理-、可」知=行牛屎郡司職」14)と記す裁許状は、「大秦元光が本来のように先祖相伝という『理』に基づいて論所の田畠を領知し、先例や宣旨等代々の証文等の『理』に基づいて牛屎郡司職を知行すべし」という内容であり、「理」は個々の所領知行の本権・権原を示している。このような個別的な「理」の内容を分類すると、①国家発給文書や国判等の公文書の所持(「公験」)、②権利を表示する文書の所持(「文書」・「証文」)、③譲与・売買等による権利の取得(「相伝」、譲渡文書)、④人的系譜(「譜第」・「嫡子」)、⑤土地への働きかけ(「開発」・「領作」)、⑥過去の事実(「先例」・「代々」・「多年領掌」)、⑦同様の事例等の存在(「傍例」)、等となる。

¹²⁾ 多数の研究があるが、上横手雅敬「式目の世界」(同『日本中世国家史論考』塙書房、1994年、初出1958年)、同「鎌倉幕府法の性格」(同前、初出1960年)等。研究史は前掲註11) 拙稿「年紀法の再検討」参照。

¹³⁾ 以下、前掲註 11) 拙稿「平安時代における知行と『理』の観念」参照。

¹⁴⁾ 安元元年(1175)8月日右近衛府牒(「桑幡文書」、竹内理三編『平安遺文』古文書編 〈東京堂出版〉3705号)。

年紀法との関連において注目されるのは、「任_多年領掌之理」、被、止_当時之無道_」¹⁵⁾とあるように、「多年領掌」、すなわち知行の長期の継続も「理」と観念された点である。過去からの知行の継続という点において⑥の「過去の事実」として分類が可能である。但し、年紀の主張には「公験」をはじめ他の「理」や由緒との結合が重要で、様々な論拠の1つとして主張されたものにすぎず、20年間以上の年紀そのものに対し排他的な効力を付与した式目8条とは区別せねばならない。

以上のような多様な「理」の存在は、知行の本権を一般的・絶対的に示す規準が存在せず、高権力の発給文書の所持も「理」の1つにすぎないという平安時代の知行制を背景とする。年紀法はこのような規範の競合状況のもとで存立し、機能していた。

2 「御成敗式目」8条の立法・運用

式目8条は、ある所領について幕府の「御下文」を有する訴人(不知行人)の訴えについて、論人(当知行人)が20年間以上、当知行を継続していれば、源頼朝の時代の先例の通り、「理非」を論じず(「不」論=理非」)、現状の変更はしない(「不」能=改替」)。さらに、当知行であると偽って受給した「御下文」は証文としての効力を認めない(「不」及二叙用」)と規定する。実際に土地を支配する領主の権益の保護を基調とし、鎌倉幕府の認可とは異なる事実状態の継続にも法的効力を付与する点が特徴である。

鎌倉幕府は「道理」「理非」に基づく裁判を標榜したのに対し、同条は「不 $_{
m ha}$ 造理非」と規定していることから、幕府の「法」と「道理」の関係性(優劣)をめぐって多くの議論がなされてきた $_{
m 16}$ 。新田一郎氏は、多様な「由緒」が交錯する中で、「『廿箇年知行』という条件を満たした事実に、『理非を論ぜず』に他の由緒を退けるということさらな効果を認める点」に年紀法の特質があったと整理している $_{
m 17}$ 。先述した「理」(「道理」 $_{
m 18}$) の観念に基づいて考えると、「御下文」(証文)の所持も年紀も、ともに「道理」の1つであり、同条は証文の所

¹⁵⁾ 永曆元年(1160)5月5日後白河院庁下文(「大谷大学所蔵文書」『平安遺文』3093号)。

¹⁶⁾ 以下、前掲註11) 拙稿「日本中世の法と裁判」参照。

持に対して 20 年以上の年紀を優先することを規定している。式目は原則的な規定を置かず、他の原則や政策と抵触する場合の例外規定という立法の形式を有しており¹⁹⁾、証文や年紀の効果を一般的に規定した条文は見られない。つまり、「不」論_理非」の条文は個別的な「道理」の観念自体を否定しているわけではなく、様々な「道理」が競合する中で、一定の条件のもとで「理非」の判断を否定し、裁許の規準を定めた「法」と理解できる。

次いで、式目8条の運用を見ると²⁰⁾、立法趣旨については、『吾妻鏡』延応元年(1239)2月30日条に、御家人所領について、年月の経過した後に旧領(「本領」)であると訴える者がおり、かかる濫訴を防止すべく制定した、と明記されており、あくまで幕府の裁判管轄に属する御家人所領をめぐる裁許の際の規範であった。

裁許での適用を見ると、年紀は宛行状、安堵状、譲状、返抄等の様々な証文に基づいて認定されており、20年間以上の知行の継続が認められれば勝訴とされた。当初は、式目8条が想定する論人の当知行年紀に基づく適用が中心であったが、鎌倉時代後期(1280年代頃~)以降、過去に成立した当知行年紀による返付、不知行年紀(不知行の20年以上の継続)や訴訟年紀(20年間の出訴期限)による訴えの棄却、年紀の経過に基づく和与状等の追認、といった派生的な形での適用が増加する。また、地頭御家人間の相論だけではなく、地頭職や地頭請所をめぐる本所・地頭御家人間の相論でも適用されて御家人所領を保護する機能を果たす場合もあった。

中世後期に連続する変化として注目されるのは、鎌倉後期以降、年紀そのものの認定よりも幕府の設定した規範をより重視する判断がなされていく点である。 ある相論において論所を買得した者が当知行年紀を主張した際に、裁許では「不

¹⁷⁾ 新田一郎「廿箇年知行」(山本博文編『歴史学事典 9 巻 法と秩序』弘文堂、2002年) 456 頁。同「日本中世の紛争処理の構図」(歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木 書店、2000年) 77~78 頁も参照。

¹⁸⁾ 鎌倉時代には「理」よりも、「道理」の表現が多いため、以下、後者の表記を用いる。

¹⁹⁾ 笠松宏至「中世の法意識」(同『法と言葉の中世史』平凡社、1993年 [平凡社ライブラリー]、初出1983年) 187頁、近藤成一『鎌倉幕府と朝廷』(岩波書店、2016年) 53頁、等。

²⁰⁾ 以下、前掲註11) 拙稿「年紀法の再検討」参照。

□帯=安堵御下知□之間、称□経=年序□、難□被□信=用件沽券□」等として、安堵(買得安堵)を受けていない「沽券」を年紀認定の際の証拠能力に劣るものとして扱い、式目8条の適用が除外されている²¹⁾。同じく、召文違背を理由に年紀の認定と同条の適用を除外する事例も見られる。これらは、何らかの証文によって示される「年紀」の成立という事実よりも、幕府の認可(安堵)や手続の遵守がより上位の規範として認識されるに至ったことを示している。

以上のように、鎌倉幕府の裁許において年紀法はその時々の幕府の制度・政策とも関係しながら多様な形態をもって運用された。但し、夙に中田薫・石井良助両氏が指摘したように、鎌倉~南北朝時代の公家法・国衙法・本所法、中世後期の武家法(室町幕府や戦国大名の法)でも年紀法が規範として用いられていた²²⁾。それぞれの機関の制度や政策と関連して異なった形式を持って運用されており、それらとの対比から鎌倉幕府の運用を特徴づけることも必要である。以下、順に検討を加えたい。

Ⅲ 公家法・国衙法・本所法における年紀法

1 公家法

律令法のもとでは土地支配の本権は国家の管理する帳簿の記載によって表示され、時間の経過のみによって権利関係が変動する時効規定は存在しない。律令法の系譜を引く公家法においても所領・所職に関する知行年紀法は採用されなかったと言われる²³⁾。

但し、年紀の効力が相論の当事者によって主張されていた状況は窺える。例えば、「助継得=安倍氏女之譲-、自=元久-至=于承久-廿年之間知行」と自身の20年間の知行年紀を述べて相手方の提訴を不当とする主張²⁴⁾や、相手方の「廿余年知行」の主張に対し「年序多少」によって「聖代之裁断」を破るべきではないと

²¹⁾ 正応2年(1289)4月7日関東下知状案(「新田神社文書」、竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編〈東京堂出版〉16955号)。前掲註6)吉田論文25頁、前掲註11)拙稿「年紀法の再検討」162~163頁。

²²⁾ 前掲註3)中田論文「知行論」302頁以下、前掲註3)石井著書108頁以下。

(76) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

する主張²⁵⁾が見られるように、式目8条の影響を受けながら知行年紀法が当事者によって援用された。

一方、公家法独自の年紀法としては訴訟年紀法が知られる。亀山院政下の弘安 8年(1285)に制定された新制16条²⁶⁾では、寛元年間(1243~1247)以前の裁 許は勅裁に限らず改めないと規定され²⁷⁾、佐藤進一氏は「幕府法の知行(不知 行)年紀法を意識して、それと同じ効果を狙ったもの」とする²⁸⁾。しかし、鎌 倉幕府の知行年紀法は訴訟繋属後の審理過程における実体的な規準として用いら れるものだが、この法令は審理以前の訴訟受理の要件に関する手続法規であり、 両者の性質には相違がある。

同じく佐藤氏によると、建武政権において後醍醐天皇は知行年紀法を否定する政策を展開し、大量の旧領回復令や、綸旨による所領の個別安堵の政策は天皇権力の優越を主張するものであり、これらの政策により20ヶ年の当知行年紀法をはじめ既存の法秩序を否認する意図があったと言われる²⁹⁾。かかる特異な所領政策を展開した政権が崩壊した後は、暦応3年(1340)の暦応雑訴法で再び訴訟

²³⁾ 前掲註 3) 石井著書 124~125 頁、佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、1983 年) 177 頁、参照。公家法は知行年紀法を用いず、他人の田地をみだりに取った者を罰する戸婚律の規定を用い続けたとされる(1954 年度歴史学研究会大会・古代史部会討論における佐藤進一氏の発言〈歴史学研究会編『歴史と現代 ——1954 年度歴史学研究会大会報告 ——』岩波書店、1955 年、71 頁〉)。「関東御式目」の式目 8 条の註釈に「二十箇年′々紀、法意一不」依_年紀一、公私之証文"以『最初′支証トス」とあるように、戦国時代まで式目註釈書の 8 条の註釈には公家法における証文主義が記されている(池内義資編『中世法制史料集別巻 御成敗式目註釈書集要』岩波書店)。嘉暦 3 年(1328)6 月 18 日某下知状(「間藤文書」『鎌倉遺文』30289 号)にも「寺社堺相論不」依―年記―」「不」依―年記―段者、公家法也」とある。

²⁴⁾ 寬元2年(1244)4月6日藤原助継解状(「狩野亨吉蒐集文書」『鎌倉遺文』補遺1318号)。

²⁵⁾ 正嘉 2 年 (1258) 7 月日紹清申状 (「柳原家本長徳二年大間書裏文書」『鎌倉遺文』補遺 1579 号)。

²⁶⁾ 佐藤進一他編『中世法制史料集6巻 公家法・公家家法・寺社法』(岩波書店)の「公 家法 | 法規 365条。

²⁷⁾ 笠松宏至他校注『中世政治社会思想 下』(岩波書店、1981年)の、笠松宏至・佐藤進一校注「公家思想」・「弘安八年十一月十三日 宣旨」16条の頭注参照。

²⁸⁾ 前掲註 23) 佐藤著書 176~177 頁。朝廷の訴訟年紀法については、前掲註 3) 中田論文「知行論」312~313 頁、前掲註 3) 石井著書 128~130 頁、前掲註 6) 吉田論文 26~29 頁、等に言及がある。

年紀が規定される。そこでは、後嵯峨上皇の裁許を不易とし、延慶年間(1308~1311)以来訴訟が途絶えた旧領や、家や法流の本来の所領ではなく不知行が3代に及んだ旧領については訴訟を受理しない等とされた³⁰⁾。

以上のように、公家法における年紀法は、実体的な規範としては用いられず、 訴訟 (雑訴)の興行の際に、訴訟受理の要件 (訴訟年紀)として規定されるのが 基本的な形式であったと言える。

2 国衙法

先述したように平安時代以来、年紀は裁許の規準の1つとされており、特に国 衙法や国衙の判例が式目8条の立法の前提として注目されている³¹⁾。中田薫氏 の指摘の通り、鎌倉時代においても常陸国衙の裁判で式目8条が適用された事例 が知られる³²⁾。

3 本所法

鎌倉時代の本所の裁判における年紀法の運用を見ると、鎌倉時代後期(1280年代頃~)以降に史料の所見が増加する。

摂関家の裁判の事例として、弘安 3 (1280) ~4年の和泉国和田上中条をめぐる金剛寺と興福寺の相論を見ると、弘安 3年11月日祐実陳状案(「金剛寺文書」『鎌倉遺文』14196号)で興福寺は、春日社社家による40余年の知行年紀の成立等を主張し、金剛寺による返還訴訟の棄却を求める。これに対し金剛寺は「押領

²⁹⁾ 佐藤進一「守護領国制の展開」(豊田武編『新日本史大系3巻 中世社会』朝倉書店、1954年)90~91頁、同『日本の歴史9 南北朝の動乱』(中央公論社、1965年)20~21頁。但し批判も多く、赤松俊秀「室町幕府」(藤木邦彦・井上光貞編『体系日本史叢書1政治史Ⅰ』山川出版社、1965年)は、建武元年(1334)の徳政令に10年の当知行年紀を認める原則があり、所領個別安堵法も後醍醐の理想からではなく、政権成立に協力した者たちからの欲求に応えた法令としている(314~318頁)。

³⁰⁾ 前掲註 26) 『公家法・公家家法・寺社法』の「公家法」法規 698~700 条。前掲註 27) 『中世政治社会思想 下』の笠松宏至・佐藤進一校注「公家思想」・「暦応雑訴法」12~14 条の頭注も参照。

³¹⁾ 前掲計1) 石母田論文 206~207 頁。

³²⁾ 延応元年(1239)3月日常陸国留守所下文(「税所文書」『鎌倉遺文』5402号)。前掲註3)中田論文「知行論」308~309頁。

(78) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

者不、依二年記、云事、不、始二于今一事也」と訴えており(弘安4年〈1281〉2月日申状案、同前14261号)、知行の開始が「押領」による場合は年紀の効果は発生しないと反論する。判決では、興福寺の知行年紀の効果を認めず、金剛寺の領知を認めた(同年8月晦日藤氏長者〈鷹司兼平〉宣案、同前14438号)。押領による知行の開始でも式目8条を適用する鎌倉幕府の運用との相違が見られる。

寺社の法廷では中田氏が20年以上の当知行年紀に基づく観心寺領の裁許状を挙げており33)、不知行年紀による裁許も見られる。すなわち、正和4年(1315)9月1日摂津多田院住持事書(「多田神社文書」『鎌倉遺文』25606号)を見ると、摂津国往生院燈油畠について楊内津尼が正嘉3年(1259)の「住持宛文」を提示して訴えたのに対し、「作人」の身で「領主」に敵対したのは「咎」であるとした上で、数十年間の不知行年紀により訴えが棄却されている。

寺社の法廷で百姓が年紀法の適用を求めた事例もある。永仁 4年(1296)に四天王寺領阿理野荘の百姓伴則安と百姓源太郎(源真吉・貞吉)が、則安の父貞安の負物(3 貫文)をめぐって争った際の三問三答34)を見ると、則安が「源太郎が借銭を理由に作稲を朽損した」と訴えた(同年 8 月日則安初問状)のに対し、真吉は建長 3 年(1251)12 月 28 日付の貞安の「借用状案文」を提出し、「文書之道理」に基づいて則安に負物を弁済するよう求める。これに対し則安は、借書は「偽書」であり、さらに 40 年以上前の年付であることを問題として、「廿年以後訴訟事、不」論三理非一被三棄置一之由、御式条分明也」(同年 9 月日則安二問状)と述べ、式目 8 条を訴訟年紀法と解した上で動産(作稲)の返還の主張に援用している。真吉の反論は次の通りである。

【史料 1】永仁 4 年(1296) 9 月日真吉二答状

³³⁾ 応長元年(1311)5月12日観心寺荘内小西見郷内田地相論裁許状(『大日本古文書 観心寺文書』106号)。前掲註3)中田論文「知行論」308頁参照。当知行年紀による他の事例としては、文明10年(1478)11月14日政所佐久良康友書下(「桂林寺文書」『大日本史料8編之11』)に「高屋左近難」及-相論、、宗源当年迄廿九年知行仕候上者、年月等過候間、不及」決-理非、西浦之宗源ニ申[付脱ヵ]」とある。

³⁴⁾ 以下の引用史料は、前掲註 27)『中世政治社会思想 下』の百瀬今朝雄・佐藤進一校注 「庶民思想」・「摂津阿理野庄百姓申状」による。

(上略)則安争可、証=申武家御式条-哉、凡当御領者、忝太子聖霊之□領也、何為-則安身-、引=混武家御式条旨-之条、罪科弥不、軽、則安親父貞安借書分明之上者、争於-則安貞安之子-可=論申-哉(中略)、於=下地-者任-入置負物質券之道理-、真吉可-進退領掌仕-也、(下略)

四天王寺領は式目の適用対象外とし、再度、借書の所持が示す「入置負物質券 之道理」「証文之道理」に基づいて質地の知行を主張する。判決を示す史料はな いが、何年経ても「借書」は有効であるという文書・証文の「道理」と、「年紀」 という「道理」の主張との対抗が確認できる。

この2つの「道理」の対抗は他の史料にも見られる。永和元年(1375)の、東 寺領播磨国矢野荘西方貞次名名田等をめぐる住人弁阿闍梨快真と岡信家(延家) との相論の史料³⁵⁾を見たい。快真は、名田は姉の子である孫一・孫犬が祖父の 小林覚證から貞和2年(1346)に譲与された土地であることや、孫一・孫犬の父 明證(明覚)からも譲状を質物とした借書を所持すること等から、孫一・孫犬に よる領知を訴えた(同年7月日同申状)。信家は次のように反論している。

【史料 2】永和元年(1375)8月日小林信家36) 陳状

(「東寺百合文書」『大日本史料 6編之45』)

(上略)如此事等皆以年記法在之、既明覚請=出彼文書-、知行及=廿余年-、 又讓=与信家-、当知行五个年也、是以前更無=其沙汰-、送=年序-後構=今案-、 以-古借状-及-姧訴-条、造意企言語道断所行也、(下略)

信家は明證の甥であり、知行の「由緒」を有するとした上で、引用部分で年紀 法の適用を主張する。すなわち、明證によって20年以上知行が継続し、相続か らも5年が経過したとして、「古借状」に基づく快真の訴訟の棄却を求めており、

³⁵⁾ 永和元年(1375)7月日弁阿闍梨快真申状(「東寺百合文書」ノ函9)、同年8月日小林信家陳状(同前よ函57)等。関連文書は、『大日本史料 6編之45』361~376頁、『相生市中8券上』に収録されている。

³⁶⁾ 快真は敵方を岡信家と呼び、本主の小林覚證とは「他姓」であると述べるのに対し、信 家は明證の甥として小林姓であることを強調している。

(80) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

快真は「重代相伝道理」、信家は年紀をそれぞれ主張したことになる。

東寺供僧学衆の裁許は、信家への譲与は「非理相伝」で、東寺からの「安堵」も受給しておらず、さらに年貢も「犯用」しているとして、快真を「理」と認めた³⁷⁾。この相論では、当事者によって「相伝道理」と年紀が主張され、後者の効果は否定された。本所の「安堵」という領主の認可の有無が理由の1つとされた点にも注意したい。

以上のように、「不」論=理非」」として、20年間以上の年紀に法的効力を付与した鎌倉幕府とは異なり、本所法においては、訴訟当事者の主張する個別的な「道理」に対して、個々の案件における実質的に妥当な判断としての「理非」に基づく判断がなされたと言えよう。

IV 中世後期の武家法における年紀法

1 室町幕府の年紀法

室町幕府は公武統一政権として、武家領のみではなく、寺社本所領をめぐる訴訟についても裁許を行った。一般に室町幕府は鎌倉幕府の法を継承したとされるが、年紀法の形式や運用には差異が認められる。各時代の訴訟制度の変化との対応関係があるため、時代を追って検討する。

南北朝時代初期には、幕府法廷において山城国上桂荘をめぐって東寺が源氏女の訴えの棄却の執奏を求めた際、当知行の継続による式目8条の適用の主張が試みられた事例(「任二式条年紀法并先例」)が知られる³⁸⁾。が、幕府が運用する年紀法は審理過程における実体的な規範としての性質よりも、訴訟受理の要件としての性格が顕著となる。

それを示すのは、幕府法廷での「理非」判断を省き、訴人の当知行や証文に基づいて知行の保持や回収を守護らに命じる「特別訴訟手続 |³⁹⁾の運用である。寺

³⁷⁾ 永和元年(1375)9月10日学衆方下知状案(「学衆方評定引付」同年9月10日条、『相生市史7巻』)。

³⁸⁾ 康永 3 年 (1344) 6 月日東寺申状案 (「東寺百合文書」ヒ函 45)。延文元年 (1356) 7 月 日東寺申状案 (同前ノ函 24) にも同様の主張が記される。関連文書は、上島有編『山城 国上桂庄史料 上巻』(東京堂出版) に収録。

社本所領を中心に武士の押領停止を命じる文書が多数発給された⁴⁰⁾が、外岡慎一郎氏は、繰り返し発給される遵行命令が所領回復の実現とともに、不知行年紀の適用の回避の手段としての意味もあったと推測している⁴¹⁾。不知行年紀が経過すると訴訟が受理されなくなってしまうためであり、訴訟受理の要件としての年紀法への性格の変化を知ることができる。

次いで、足利義満が南北朝合一を果たし、室町殿の「御前沙汰」において訴論 人の主張を踏まえた上で裁許がなされるようになる⁴²⁾室町時代には、裁許で知 行年紀(不知行年紀)を問題とする事例が散見する。

【史料 3】応永 5 年(1398)5 月 19 日足利義満御判御教書

(『大日本古文書 平賀家文書』28号)

平賀尾張守弘章申、安芸国高屋保半分・同国入野郷半分紫事、三浦大多和出羽入道浄本、於二入野郷-者為二本領-之由、雖、支三申之-、不知行及-多年-之上、不、带-安堵-之間、所-棄置-也、早任-亡父出羽守貞宗法師紫至徳二年十一月十五日譲状-、可-領掌-之状如、件、(下略)

【史料4】応永4年6月6日管領斯波義将奉書案

(「東寺百合文書」『大日本史料 7編之2』)

法住院雜掌申、唐橋以南・猪熊以西龗‡豐素、地事、当寺不知行雖、経=年序-、治承紛失状以来度々勅裁并安堵以下支証分明也、爰東寺雜掌、带=元亨院宣・文和事書等-、当知行云々、雖=支申-、両方証文所、有=前後-也、所詮於=理非-者、追可、有=礼明-、早退=寺家雜掌-、可、被、沙=汰一付院家雜掌-之由、所、被=仰下-也、仍執達如、件、(下略)

³⁹⁾ 前掲註2) 石井著書2篇2章6節。

⁴⁰⁾ 運用について、拙稿「室町幕府の知行保護法制 — 押領停止命令を中心に — 」(『一橋 法学』12 巻 3 号、2013 年) にて検討した。

⁴¹⁾ 外岡慎一郎「使節遵行と在地社会」(『歴史学研究』690号、1996年)。

⁴²⁾ 事例は、水野智之「室町時代の裁判と訴陳 — 足利義満・義持期の事例から — 」(『日本歴史』756号、2011年)等。同時期の押領停止命令(「特別訴訟手続」)の機能不全と訴訟制度の整備との関係について、前掲註40) 拙稿373頁以下参照。

(82) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

【史料3】は、平賀弘章と三浦浄本の相論において、浄本が論所(安芸国入野郷)を旧領(「本領」)であると訴えたのに対し、幕府は浄本の不知行が多年に及び、「安堵」も所持しないことを理由に、父の譲状を有する弘章の知行を認めた。不知行年紀法を適用している。

ところが、前年の【史料 4】は法住院と東寺の相論において、法住院の不知行が「年序」を経ているとしながらも、「治承紛失状」以下の証文に東寺側のそれに優越する効力を認めている。「理非」は追って糺明するとして、侍所頭人京極高詮に法住院への沙汰付を命じており、不知行年紀法は適用されない。

したがって、年紀法の適用は確定的になされたとは言い難い。応永11年 (1404) の山城国上久世荘公文職をめぐる寒川元光と真板康貞の相論においても、元光が「相伝」を主張したのに対して、康貞を支持する東寺からの働きかけを受けた管領畠山基国の被官伊地知秀為は、「於-理非-者、為-公方-可」有-御沙汰-候、何さま於-寒河-者、不知行過-年記-候哉、被」捨-御沙汰-事、為」私不」可」有-御計-之由、能々可」有-御披露-」と山城守護奉行人に通達している43)。「理非」は「公方」のもとで見出されるものであり、年紀法の適用もその裁量により行われるのである44)。なお、以上の不知行年紀に関する事例に比べ、当知行年紀の主張や裁許の事例は稀である45)。

室町幕府独自の年紀法としては、応永29年(1422)7月26日付の「御成敗 条々」(室町幕府追加法46)168~178条)に規定された文書年紀法47)が知られる。

⁴³⁾ 応永11年(1404)9月8日伊地知秀為奉書案(「東寺百合文書」『大日本古文書 東寺文書』55号)。

⁴⁴⁾ 他に、応永29年(1422) 閏10月日東大寺大勧進雑掌陳状案(『大日本古文書 東大寺文書』1275号) は遠江国蒲御厨内安間郷をめぐる伊勢神宮と東大寺との相論の際の史料だが、「相伝」を主張する神宮に対し、東大寺は神宮側の不知行年紀の成立を主張している。

^{45) 「}文書道理」と「知行年記」を裁許の根拠に挙げる、寛正6年(1465)6月29日足利義 政御判御教書案(『大日本古文書 蜷川家文書』53号)等。

⁴⁶⁾ 以下、「追加法」は佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集2巻 室町幕府法』(岩波書店)による。

⁴⁷⁾ 文書年紀法の適用事例はこれ以前にも見られる(応永 8 年〈1401〉11 月 16 日管領畠山 基国奉書案〈「室町家御内書案」『大日本史料 7 編之 5』〉)。前掲註 3)石井著書 126~128 頁参照。

文書年紀とは証文の効力の期限を示すものであり、追加法 169条は、「寺社本所領訴訟」について、「文書年記」によらないとしつつも、「公験」の所持を訴訟受理の条件とし、同 173条は「諸人訴訟」について、「権門」であっても「年紀馳過」の場合や「公験」を所持しない場合は裁許を行わないとする。文書年紀法は一定の期間の経過により訴訟不受理の効果が発生する点で訴訟年紀法と同様の性質を有するが、知行の事実よりも幕府文書を中心とした証文(「公験」)そのものの有効期限が問題とされ、これにより安堵をはじめ幕府文書の継続的な受給が促されることになる48)。平安時代以来、知行を根拠づける「理」(「道理」)の1つにすぎなかった「公験」が、同じく「道理」と観念された「証文」「文書」あるいは相伝・年紀等に優位する変化として捉えうる。

「御成敗条々」が制定された時期には、幕府法廷での訴陳の手続(訴人・論人奉行による対決手続)が整備されている⁴⁹⁾。文書年紀法は裁許を行う上で、訴訟受理の要件を示し、裁許の規準をなすものとして立法された⁵⁰⁾。同じ時期には貸借関係をめぐる訴訟についても手続の整備が進められ、永享年間(1429~1441)には「借書」についても時効法が制定され⁵¹⁾、手続の整備に伴って年紀法が立法されるという関連性が指摘できる。やや後の長禄4年(1460)には犯罪の発生から20年経過した場合、年月の経過に伴って十分な審理が行われないとの理由から原則として闕所処分を行わない旨の規定(追加法265条)も見られる⁵²⁾。

⁴⁸⁾ 文書年紀法の対象地については、不知行所領とした石井良助氏(前掲註3)著書126~128頁)と、当知行所領とする吉田徳夫氏(前掲註6)論文29~33頁)の間で見解の相違がある。しかし、「御成敗条々」の中には、不知行所領の文書年紀の延長(「相続」)の規定(追加法176条)と、紛失安堵の際に当知行と「年紀未満文書案文」の提出を要件とする規定(同178条)があり、文書年紀は所領の不知行・当知行にかかわりなく、証文の効力の期限を意味するものと解すべきである。

⁴⁹⁾ 拙稿「室町幕府『論人奉行』制の形成」(『日本歴史』726号、2008年)。

⁵⁰⁾ 但し、永享4年(1432)8月15日付の「御前落居記録」(桑山浩然校訂『室町幕府引付 史料集成 上巻』近藤出版社)58項では、浅堀頼勝の所持する「御下文」を「馳-過文書 年記-」としながらも、「不便」として効力を認めており、確定的な規準とは言い難い。

⁵¹⁾ 前掲註5) 井原論文。拙稿「室町幕府雑務沙汰の形成と『借書』の効力」(『一橋法学』 16 巻 2 号、2017 年) も参照。

⁵²⁾ 前掲註5) 利光・長谷山論文。

(84) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

続いて、戦国時代の幕府法廷でも年紀は裁許の規準の1つとして用いられており、文明8年(1476)8月24日付の追加法269条では、「諸人訴訟」について、前もって規範を定めるのは困難として、「証文之理非」や「年序遠近」によって判断すると規定している。

知行年紀の認定の事例には、明応8年(1499)4月23日奉行人奉書(「尊経閣編年文書」、今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』〈思文閣出版、以下、『奉書』と略す〉2120号)があり、五条東洞院東北頬屋地について万松軒の訴えを認め、「云ニ両度之御判之地」、云ニ数拾ヶ年知行年紀馳過」」として、当知行年紀を裁許の根拠の1つとする。同年4月30日奉行人奉書(「大徳寺文書」『奉書』2122号)も大工職について年紀に効力を認めている。

戦国時代の年紀法には、越訴の提起を訴訟落居後3年以内とする越訴年紀法が 見られる⁵³⁾。この場合の「越訴」は再審請求の意味であり、「追加集」等に法文 は残っていないが、訴訟法の整備が進められた足利義稙(義材、義尹)期の永正 年間(1504~1521)以降に運用が顕著である⁵⁴⁾。

【史料 5】「壬生于恒記」永正 16 年(1519) 5 月 26 日条

(『大日本史料 9編之9』)

(上略) 予云、東田之事、今度又敵申₌請御糺明₋云々、越訴御法者三ヶ年歟、 然処当年御糺明者不便次第也、此趣為₌叡慮₋武家_□被₋仰出₋者、可₋畏存₋之 由申、(下略)

永正 16年に建仁寺常光院東松軒領田地(「東田」)について同軒主宗苕が提訴 し、召文が発給された。これに対し壬生于恒が糺明停止の朝廷の命を幕府に下す よう伝奏広橋守光に諮った際の記事である。訴訟は永正 11年には始まっており、 「越訴」の結果、同 15年9月23日奉行人奉書(「京都大学所蔵壬生家文書」『奉

⁵³⁾ 以下、前掲註 2) 石井著書 558~562 頁参照。佐藤進一氏は期限を 23 年以内としたが (前掲註 2) 著書 112~114 頁)、ひとまず石井氏の理解に従う。

⁵⁴⁾ 将軍還任後、永正6年(1509)5月9日付の「条々」(追加法353~359条)以下の法令 で訴訟手続の整備がなされている。この点の詳細は別稿にて検討したい。

書』2953号)で壬生家に安堵されているが、于恒は宗苕の訴訟は再度の「越訴」に該当し、「越訴御法」は3年であることから「叡慮」として幕府に通達してほしいと守光に依頼している。于恒は宗苕に対して「被」閣=越訴-之御法、執御申者、不審相存候、定而無-御存知-事候哉」との文面を有する書状も送って訴訟の取り下げを求めており(「壬生于恒記」裏文書〈同前〉)、「越訴」は3年以内でなければ受理されないというのが「御法」の趣旨であろう。

石井良助氏が挙げた永正 14年(1517)11月12日奉行人奉書(「明王院文書」『奉書』2920号)には「去々年輕被、仰-下知-之処、至-去年-押-置商売物-、稙広越訴之段背-御法-之条、早退-彼妨-」とあって、越訴を提起した朽木稙広が敗訴しており、判決を遵守しない状態での越訴は禁じられた。これらの「御法」の運用には、訴訟制度の整備に際して、長期の再審の繰り返しを抑止し、判決の確定力を強化する意図があったと考えられる。

足利義晴の「御前沙汰」でも越訴年紀法は運用され、「披露事記録」(前掲註50)『室町幕府引付史料集成 上巻』)天文8年(1539)5月7日条に、西法勝寺領内二条河原田地一町代官職をめぐる棟梁左衛門九郎と御庭者岩次郎の相論について、「去天文五年被」遂_御礼明」、任_左衛門九郎徳理旨_御成敗之処、同六年、岩二郎御下知雖」掠_給之一、為_越訴年記中-条、重而左衛門九郎二御裁許」とあって、越訴年紀の期間に判決が変化していたことが知られる。同年6月27日条を見ると、将軍側近大館高信を通じて前年の裁許に異議を申し立てた永原越前守の訴えについて、越訴年紀の「御法」の存在を義晴に言上する旨の決定が内談衆・奉行衆の「内談」でなされている55)。

以上、室町幕府の裁許において年紀法は客観的に適用されたわけではなく、あくまでも判決を構成する際の参照材料の1つにすぎない。鎌倉幕府の運用と比較した場合、文書(「公験」)が知行の権原(「道理」)を示すものとして重視されている。立法契機としては、訴訟制度の整備に際して、文書(「公験」)や借書といった提訴に必要な証文の有効期限や、再審(越訴)の受理の期間といった訴訟上

⁵⁵⁾ 裁許には義晴の裁量が見られ、越訴年紀の経過後も裁許がなされた事例として、設楽薫「将軍足利義晴の政務決裁と『内談衆』」(『年報中世史研究』20号、1995年)81頁の挙例(山科家と三宝院門跡の相論)を参照。

(86) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

(出訴)の要件として規定される点が特徴と言えよう56)。

2 戦国大名の裁許と年紀法

戦国大名の法廷での年紀法の運用もすでに石井良助氏が、伊達氏の「塵芥集」の条文や後北条氏の裁許状等を挙げて指摘している⁵⁷⁾。筆者が確認できた史料はごく限られた範囲のものだが、戦国大名の法廷のもとでの年紀法の運用とその変化を検討する。

最も多く見られるのは 20 年間の当知行年紀法の適用であり、越前国の朝倉氏による堺相論の裁許⁵⁸⁾ や、駿河国の今川氏による武士同士の所領相論の裁許⁵⁹⁾ でも 20 年間の当知行年紀法が用いられており、「塵芥集」以外の分国法にも年紀法の規定が見られる⁶⁰⁾。以下では、後北条氏の裁許での適用と適用除外の事例を見たい。

【史料 6】永禄 10 年(1567)4 月 20 日北条家裁許朱印状(「原文書」、杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』〈東京堂出版〉1018 号)一、佐貫庄之内上郷五郷、去年由良信濃守忠信刻、号-本領-、依-横瀬新右衛門尉望-落着了、雖」然其以後、其方属-当方-間、旧領無-相違-趣申出事、

⁵⁶⁾ 提訴の段階では年紀の成立が発覚しない場合でも、引用史料に見られるように、相論の相手方からの援用によって適用される場合も多い。

⁵⁷⁾ 前掲註 3) 石井著書 112~113 頁。「塵芥集」123 条(佐藤進一他編『中世法制史料集 3 巻 武家家法 I 』岩波書店)。

⁵⁸⁾ 永禄8年(1565)12月24日朝倉氏一乗谷奉行人連署奉書(「中野貞雄家文書」〈『福井県史資料編6』〉5号)。大良浦と河野浦の堺相論で、大良浦分と認定された土地のうち、20年間河野浦が当知行の場所は変更しないという。

⁵⁹⁾ 弘治2年(1556)9月2日今川義元判物(「東条松平文書」『静岡県史 資料編7中世3』 2353号)。三河国下和田について松平家次が旧領であると訴えたのに対し、松平家忠側が21年間所務を継続していることを理由に(「任-廿一ヶ年知行仕来筋目-」)、訴えを棄却している。寺院同士の相論でも、永禄2年(1559)5月23日今川義元判物(「桜井寺文書」同前2691号)で21年間の訴訟年紀の成否が争点とされている(「於」過-廿一年-者不」可レ及-沙汰-」)。

⁶⁰⁾ 年貢賦課に関して「新加制式」(前掲註 57)『武家家法 I』) 16 条に、山林・野原・川の境界に関して「吉川氏法度」(同前) 56 条に、それぞれ 20 年以上経過した場合は現状を改変しないとの規定がある。

一、彼五郷、五十余年其方相拘儀、双方露=書付_間、無レ疑候、既廿ヶ年過 来儀於-当方_不レ決-是非_候、然則果而冨岡ニ令-落居_事、(下略)

後北条氏が、服属した冨岡秀信の訴えに基づき上野国佐貫荘内上郷五郷を返付した際の裁許状である⁶¹⁾。この所領は前年に横瀬国広に与えられていたが、後北条氏は、冨岡氏が50余年知行していたことを双方が認めていることを確認した上で、後北条氏(「当方」)の裁許では20年以上経過した事柄については是非を決しないとして返付を決定している。石井良助氏が挙げた裁許状⁶²⁾でも、「寺領以下廿ヶ年以来拘来上者、如=前々-可」被=相拘-」と見え、おそらく式目8条を念頭に、20年以上経過した事実の是非は問わないという年紀法の運用が確認できる。

しかし、年紀法の運用に変化も見られる。それを示すのが次の適用除外の事例である。

天正 17年 (1589) に鎌倉の報国寺の敷地半分 (1 貫 400 文) について報国寺と建長寺龍源軒が争った際の、同年 5 月 20 日大道寺政繁書状 (「報国寺文書」『戦国遺文 後北条氏編』3453 号) を見ると、敷地半分を当知行している龍源軒が 43 年間の知行年紀に基づいて 20 年年紀法の適用を主張したことがわかる (「四十三年拘来候、廿年過候へハ、何事も無_御沙汰_候之敷、二昔之義ニ候之間、宝泉庵承義無」曲由候」)。書状で政繁は、報国寺が後北条氏の発給した「御証文」(安堵) を所持していることから報国寺に返付するのが妥当という判断を奉行人安藤良整に伝え⁶³⁾、結果として次の裁許状が発給された。

【史料7】天正17年(1589)5月22日大道寺政繁書出

^{61) 「}原文書」は上野国小泉城主冨岡氏の文書として伝存する。『館林市史資料編2中世 佐 貫荘と戦国の館林』の「冨岡文書の世界 —— 邑楽郡内の中世文書 —— | 等参照。

⁶²⁾ 天正 12 年(1584)2月10日北条家裁許朱印状写(「相州文書所収大住郡東光寺文書」 『戦国遺文 後北条氏編』2625号)。

⁶³⁾ 大道寺政繁が後北条氏の直轄地である鎌倉の代官である点は、佐藤博信「後北条氏被官後藤氏について」(同『中世東国足利・北条氏の研究』岩田書院、2006年、初出1976年)、安藤良整については、小和田哲男『小田原評定』(名著出版、1979年)170~174頁、それぞれ下山治久編『後北条氏家臣団人名辞典』(東京堂出版、2006年)も参照。

(88) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

(「報国寺文書」『戦国遺文 後北条氏編』3454号)

報国寺敷地半分有二由緒」之旨、龍源軒数十ヶ年被」拘候、雖」然此度数通之御証文并奉行衆之書出御持参候、千言万句者、纔之御敷地半分、分去候て者、一寺之建立不二罷成」由、無二御余儀」存候、因」茲庚辰歲并丁未歲鎌倉御検地之砌、度々任二御証文」、龍源軒御拘之報国寺敷地半分壱貫四百[文脱]者如二御先規」被二返付」、可」然存旨、龍源軒へ申届候間、無二相違」御請取、報国寺無二大破一様御建立、可」為二肝要一候、仍如」件、(下略)

報国寺の敷地の半分を龍源軒が数十年間知行したことを認めながら、検地の証 文の記載に基づき報国寺による敷地全体の知行を認定する内容である。後北条氏 は、永正17年(1520)と天文16年(1547)に鎌倉で検地を行い⁶⁴⁾、天文16年 には、報国寺に対し、永正17年の検地で算出した敷地分2貫800文を「寄附」 していた(天文16年10月12日北条家朱印状、「報国寺文書」『戦国遺文 後北 条氏編』310号)。

報国寺は所領を43年間不知行であったにもかかわらず、検地に関する証文の記載を根拠に返付を受けており、大名権力が発給した文書の記載が土地支配の権原として年紀に優位した事例と言える。室町幕府法において見られた「公験」の重視がより顕著となり、ここには、土地支配の権原は権力の認可によって示されるべきとする近世土地法に通じる論理を見出すことも可能であろう。

V おわりに

以上、中世における年紀法の多様な機能と変容の過程を検討した。近世に至るまでの年紀法の展開については特に下記の3点に注意すべきと思われる。

1点目は、社会的な拡大である。平安時代に年紀を尊重する観念や判例等が形成され、鎌倉幕府は20年間の時効制度を法定した(式目8条)。公家法において

⁶⁴⁾ 佐脇栄智「後北条氏の検地」(同『後北条氏の基礎研究』吉川弘文館、1976 年、初出 1963 年)、則竹雄一「北条氏の検地政策」(同『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、 2005 年、初出 2000 年) 等。

も訴訟年紀の制度が形成され、本所の裁判でも「相伝」や「証文」の「道理」に 対抗する形でこの法理の適用が主張される場合があった。室町幕府の裁許では新 たに文書年紀法や越訴年紀法が運用され、戦国大名の裁判でも知行年紀法が用い られた。年紀法は多様な形式を持ちながらも中世社会に広く根付いた法理であっ た。

2点目は、土地支配の正当性根拠(本権)との関係である。時間の経過に法的 効力を付与する年紀法は中世後期にかけて権力の発給文書との対抗の中で変容し ていく。中世において知行の権原は高権力の認可以外にも多様であり、何らかの 「文書」、「相伝」、「年紀」等多様な「道理」や由緒が知行の本権を構成した。

ところが鎌倉時代後期の幕府の裁許で、式目8条の適用を受ける際に安堵の所 持が重視される変化が見られ、室町幕府の文書年紀法、さらに戦国大名後北条氏 の裁許での検地帳の記載の重視というように、権力の認可(公験)の効力の拡大 により年紀法は効力を失っていく。

近世土地法はその延長線上に展望することが可能である。石井紫郎氏は、近世初期にも「板倉新式目」に20年年紀法の規定が見られるとしながら、近世には、武士の所領はすべて上位権力からの恩給地となり、農民の田畑は検地帳の登録者が所有者とみなされたため、年紀法は消滅したという⁶⁵⁾。氏が注目した規定は次のものである。

【史料8】「新式目」38条

(法制史学会編·石井良助校訂『徳川禁令考 前集 6』創文社) 3454 号66)

一 山林野原河等之境目并草木入相伐取事、先其所二者従二往古一四至傍示之

⁶⁵⁾ 石井紫郎「幕藩体制社会における土地所有の研究 — 田畑を中心として — 」(同『日本国制史研究 I 権力と土地所有』東京大学出版会、1966年)168頁、前掲註9)石井論文。前掲註12)上横手論文「鎌倉幕府法の性格」40頁も参照。

^{66) 「}板倉新式目」については、中田薫「板倉氏新式目に就て」(同『法制史論集3巻上 債権法及雑著』岩波書店、1943年、初出1923年)、美和信夫「いわゆる板倉新式目について」(同『江戸幕府職制の基礎的研究』広池学園出版部、1991年、初出1965年) 等参照。京都所司代板倉勝重が裁許の規準を記したものとされる。

(90) 一橋法学 第18巻 第1号 2019年3月

書物可」有」之、若証拠不二分明一者、以二廿年以来一可二相定一、(下略)

「山林・野原・河等の境界と草木の入会・伐取について、まずそこには古くから四至を記した証文(『書物』)があるはずで、もし証拠が明らかでなければ20年の年紀法を適用する」という。法令の対象は土地の境界や入会についてである。また、「境界を記した証文があるはずだ」として、証拠として第一義的に証文が重視されている点も中世の年紀法とは異なる。

近世には検地帳の記載を規準とした裁判の事例も知られ、判物・検地帳等が知行の「絶対的権原」を表示した⁶⁷⁾。それらの名義人が一義的に権利者と認定されるため、知行の「占有」としての効力やその継続により権利の得喪の効果を生む時効制度も見られなくなる。

3点目は、年紀法の訴訟受理の要件化という変化である。不知行年紀法やその派生型と言える訴訟年紀法や文書年紀法、また、再審受理の期間を定めた越訴年紀法のように、中世後期には訴訟受理の要件として年紀法が運用されるようになり、訴訟整理の機能を果たしていく。実体的な規準であった年紀法が手続法に近づく変化と捉えうる。

近世にも訴訟年紀法に類似した制度が存在する。それは債権債務関係における 利子付の金銭給付訴訟を中心とした「金公事」等の出訴制限である。一定の年次 以前の訴訟を受理しないという制度であり、相対済令と出訴期間制から構成され、 前者はある年次以前の預金・売掛金等の訴訟を受理しないとするもので、後者は 元禄11年(1698)に20年間の「質地田畑預金売懸金等」の出訴期間や、天保 13年(1842)の江戸での売懸代金の10年間の出訴期間等の規定である⁶⁸⁾。訴訟 受理に際し所定の要件を具備するか否かについて証書を審査する「目安糺」の制 度が形成され、明治初年まで存続した。明治31年(1898)の民法典施行まで用

⁶⁷⁾ 前掲註 65) 石井論文第 3章。

⁶⁸⁾ 前掲註 10) 金田著書 228~236 頁、同「徳川時代の特別民事訴訟法 ― 金公事の研究 ― (二)」(『国家学会雑誌』 43 巻 2 号、1929 年) 146 頁以下。出訴には原則として証文 が要件をなしたが、訴訟法上の証書の機能のみ規定され、実体法上証書は何の機能も与えられなかった点は、服藤弘司「債権法上における証書の機能」(同『幕藩体制国家の法と権力 4 刑事法と民事法』創文社、1983 年、初出 1958~1960 年) 657~659 頁参照。

いられた明治6年の出訴期限規則は消滅時効に関係するもので、取引一般を規制する近代的時効制度が志向されながらも、訴権制限の要素をはじめ近世法からの連続性が見受けられる⁶⁹⁾。

現行民法上の時効制度は、事実状態の尊重による社会の法律関係の安定化、証拠保全の困難の救済、権利の上に眠る者を保護しないといった存在理由が指摘される700。時間の経過に何らかの法的効果を付与する時効類似の制度は各時代において様々な形態をとって存在する。年紀法は権利関係が不確定な状態であり、土地支配(知行)の本権(権原)が多様に存在する中世の法・裁判の構造のもとで存立した規範であった。各時代の時効制度の法制上の位置づけや社会的機能を検討することによって当該期の法制の持つ特質の一端を明らかにすることが可能であろう。

付記

本稿は、平成21年度に一橋大学大学院法学研究科に提出した博士論文『日本中世土地法史論 — 理・知行・相論 — 』の第I部「中世的『理』と『知行』」の同題の第4章を補訂したものである。

⁶⁹⁾ 内池慶四郎『出訴期限規則略史 — 明治時効法の一系譜 — 』(慶応義塾大学法学研究会、1968年)。

⁷⁰⁾ 我妻栄『民法講義 I 民法総則』(岩波書店、1951年)等。